

駐車場関係施策に関する意見・質問への回答

番号	質問	回答
1	<p>車両が大型化しているが、その受け皿となる「幅 2.5m×奥 6m 以上」の車室は少ないと感じており、標準駐車場条例のように路外駐車場の整備基準にも「車室の規模」を明記することで供給量を増やしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーカブルなまちづくりの観点から、駐車場の配置適正化を考える際、「附置義務条例に基づく隔地」が対策の 1 つになると考えており、その際、普通車室 (2.5m×6m) の隔地先がネックとなっています。 ・整備基準に規模を明記することが難しい場合、小型車室 (2.3m×5m) 2 台で 1 台分の普通車室とする、見なしの考え方をお示しいただく形でも代替できると考えています。 ・附置義務条例の荷捌きや障がい者用車室にも類似の課題感があります。 	<p>路外駐車場の構造・設備基準は路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を諮るための技術的基準として設けているため、同基準に車室規模を明記することは馴染まないと考えます。</p> <p>附置義務駐車施設における車室規格・比率については、今後、実態の把握及び基準の見直しについて検討してまいりますが、各地方公共団体の条例における駐車施設規模の設定については各地区の実態を把握したうえで適宜見直しを検討していただくようお願いします。</p>
2	<p>駐車場施策におけるバリアフリー法との関連や、近年利用者が増加している電動キックボード等の駐車場に関する制度についてご教示いただきたい。</p>	<p>バリアフリー法に基づく基本方針にて、特定路外駐車場のバリアフリー化目標を設定しています。</p> <p>令和 12 (2030) 年度末時点：約 35% (注)</p> <p>(注) 令和 7 年 6 月施行の新たな基準 (当該駐車施設の数の 2 % 以上 (駐車施設の数が 200 以下の場合。200 超の場合は当該駐車施設の数の 1 % + 2 以上)) への適合状況を踏まえて目標を設定</p> <p>(参考資料)</p> <p>○主要課題の対応方針及びバリアフリー法に基づく基本方針における第 4 次目標について (最終とりまとめ)</p>

駐車場関係施策に関する意見・質問への回答

番号	質問	回答
		<p>https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000402.html</p> <p>特定小型原動機付自転車の駐車スペースについては、原動機付自転車と同様、管理者等の意向に基づき、「駐車場法」に基づく駐車場や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車等駐車場等において駐車が可能です。</p> <p>(参考資料)</p> <p>○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う駐車環境の整備に向けた取組の推進について（令和5年6月1日 国都街第26号 国土交通省都市局街路交通施設課長通知） https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001843183.pdf</p>
3	<p>(駐車場法施行令第7条第1項第2号・前面道路が2つ以上の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路が複数ある場合、それぞれに出入口を設けることを許可して良いか。（前面道路1本につき出入口が1箇所、前面道路が2本ある場合は当該駐車場に合計2箇所出入口が設けられる状態を指します。） ・別々の駐車場を拡張して一体運用をしたい場合、既存構造を活用することによって駐車場出入口が2箇所となります。この場合の運用を許可して良いか。 	<p>政令第七条第1項2号により原則、自動車交通の影響の少ない道路1箇所に設置可能です。</p> <p>ただし、歩行者の通行への著しい支障等特別の事情がある場合はこの限りではないため、個別具体的な事例については周辺の交通事情等を考慮のうえ必要に応じて道路・交通管理者との協議を行うなど、各地方公共団体にて適切に判断していただくようお願いします。</p>
4	<p>(駐車場法第2条二の「一般公共の用に供される」に関する考え方について)</p> <p>「駐車場法解説」等では同条に該当しない要件として、「駐車場の</p>	<p>必ずしも人的関与が無くとも、システム等で物理的に対象者以外の駐車を完全に排除されている場合は「専用駐車場」とみなすことが妥当であると考えます。</p>

駐車場関係施策に関する意見・質問への回答

番号	質問	回答
	<p>出入口で管理人等が一般の利用を排除しているなど、厳密に当該建築物の利用者のみの利用に限定されている場合」が挙げられています。</p> <p>この点、「一般の利用を排除する」方法としては、管理人等による人的な対応が不可欠と考えるべきでしょうか。あるいは、近年発達する技術的手法（ナンバープレート認証システム、音声案内による排除等）により一般利用者を排除している場合であっても、人的関与がないことをもって「一般の利用を排除していない」と見なされるのか、それとも効果的な排除手段として利用者の限定に該当し、人的対応と同等に評価されると考えられるのか。</p>	